

運送約款

YOROZUYA Trading(以下「YOROZUYA」といいます)の国際ハンドキャリーサービスまたはそれに付随するすべてのサービス(以下「サービス」といいます)を発注する場合、お客様(以下「荷送人」といいます)は、自ら、または貨物に何らかの利害を持つあらゆる第三者を代理して、YOROZUYAが貨物を引き受けた時点より本運送約款(以下、「本約款」といいます)が適用することに同意するものとします。

本約款において貨物は、航空(旅客)ハンドキャリー輸送、陸上運送、その他YOROZUYAが選択する運送方法によって運送されます。

あらゆる貨物は、本約款の定めに従って損害賠償責任が制限されることを前提として運送されます。

1) 通関、輸出及び輸入

YOROZUYAは荷送人にサービスを提供する目的で、荷送人より「通関委任」を受けた場合は通関業法に規定される輸出入貨物に対する通関業務、及び関連する業務一切を行うことができるものとします。

2) 非取扱貨物

荷送人は、貨物が運送取扱可能な品目であることを確認し、且つ、以下の場合、当該貨物が非取扱品目と推定されることに同意するものとします。

- ・ 貨物が、IATA(国際航空運送協会)、ICAO(国際民間航空機関)、ADR(道路での危険物の国際輸送に関する欧州協会)、あらゆる管轄政府機関、またはその他関連機関により、危険物、危険品または禁制品として分類された品目に該当する場合。
- ・ 適用される通関規則上必要な通関申告がなされていない場合。
- ・ 偽造品、地金、貨幣、各種印紙・証紙類、無記名式の有価証券、貴金属・貴石、銃砲類(本物、レプリカを問わない)もしくはその部品、武器、爆発物、弾薬、遺体、ポルノなどわいせつ文章、または違法な麻薬・薬物が貨物に含まれる場合。
- ・ 法人名義ではない個人依頼の貨物、その他、YOROZUYAが、安全上に、または法令上、運送できないと判断したものが貨物に含まれる場合。

3) 配達可否

貨物は、荷送人が指定した荷受人の住所または、指定された通関業者および配送業者に配達・引き渡しされます。貨物が非取扱品目と判断された場合、通関において貨物の価格が実際より申告された場合、荷受人および指定された引渡業者を合理的に特定もしくは発見できなかった場合、または荷受人が貨物の輸入にかかる税の支払いを拒絶した場合には、YOROZUYAは荷送人の費用負担にて、貨物を荷送人に返送すべく合理的な範囲の努力をするものとします。荷送人への返送ができない場合には、YOROZUYAは荷送人その他第三者に対する一切の責任を負うことはありません。

4) 検査

YOROZUYAはなんら通知を要することなく貨物を開梱し検査する権利を保有します。

5) 料金

YOROZUYAの運送料金は、都度発行する個別見積書によるものとします。荷送人は、YOROZUYAから提供されたサービスに対して支払うべき運送料金、YOROZUYAが、荷送人、

荷受人その他第三者に代わって立て替えた一切の運送料金、利用航空会社の手荷物超過料金、その他付随的に発生する料金、関税および税金、並びに貨物が2)の規定により運送日取扱品目とされた場合に発生した一切のクレーム、損害、罰金および費用について、YOROZUYAに対し支払い、または補償するものとします。

運送約款

6) 責任

YOROZUYAの責任は、いかなる場合にも直接損害に限定され、且つ、本6)項に定められている1件あたりの損害賠償額に制限されます。他のすべての損失または損害(逸失された、利益、所得、利息、将来の事業機会などを含むがこれらに限定されない)は、これらが特別損害、間接損害かを問わず責任範囲から除外されるものとし、たとえこれらの損害発生の可能性をYOROZUYAが貨物の引き受け前または後に認識していた場合であっても同様とします。貨物が(旅客)ハンドキャリー輸送、陸上運送その他の運送方式の組み合わせにより運送される場合には、航空(旅客)ハンドキャリーによって運送されたものと推定します。YOROZUYAの責任はいかなる場合においても、一件の貨物につき、30万円までを補償限度とします。

7) クレームの期限

YOROZUYAに対する荷送人のクレームは全て、YOROZUYAが貨物の配達・引き渡しを完了した日を含む7日以内とします。この期限を経過した後は、YOROZUYAは一切の責任を負わないものとします。

8) 貨物の保険

YOROZUYAは荷送人が「国際ハンドキャリー申込確認書」で外航貨物保険を依頼した場合は、荷送人のために、貨物の損失または物理的な損害に対して実際の価格を担保する保険を付すものとします。なお、この貨物保険では、間接的な損失もしくは損害、または運送遅延による損失もしくは損害は担保されません。

9) 運送遅延

YOROZUYAは事前に荷送人に提示した配達・引き渡しのスケジュールに従い貨物を配達・引き渡すようにあらゆる合理的な努力をします。ただし、当該配達・引き渡しスケジュールは、拘束力を持つものではなく、運送契約の一部を構成するものでもありません。YOROZUYAは配達・引き渡し遅延によるいかなる損害または損失についても責任を負わないものとします。

10) 免責

YOROZUYAは、その支配の及ばない事由により生じた貨物の滅失、毀損に関して一切の責任を負わないものとします。YOROZUYAの支配の及ばない事由には、以下を含むものとしますが、これらに限られないものとします。

エレクトロニクスまたは写真による映像、データまたは録音などに、電気または磁気による損傷または消去が発生したとき。

当該貨物固有の欠陥または性質によるとき。YOROZUYAの従業員またはYOROZUYAより業務委託を受けた者以外の者による作為、怠慢、不作為によるとき。地震、台風、暴風雨、洪水、濃霧、戦争、墜落、出入港禁止、暴動や内紛、ストライキなどの不可抗力。

11) 運送経路

荷送人は、YOROZUYAが選択したすべての運送経路とその変更について、中継地点の経由も含め、同意するものとします。

12) 準拠法

本約款の下で、または本約款に関連して発生した一切の紛争は、YOROZUYAのために貨物の日本国の裁判所の非専属的な管轄権に服するものとし、同国法令に準拠するものとします。

以上